

## 責任投資における人権への対応方針

### 1. 基本的な考え方

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」で謳われているように、国家には人権を尊重、保護、充足する義務があり、企業には全ての適用可能な法令の遵守と人権尊重が要求され、こうした取り組みを行っていくことは持続可能な社会を築く上で不可欠なものと考えています。資産運用においても、投資先の人権に関する問題が顕在化することで投資価値が毀損するリスクがあり、投資判断において人権を適切に考慮することは運用の中長期的なリターン向上やリスク低減を通じて、受益者の運用資産の健全な発展に寄与するものと考えています。また、このような取り組みが、ひいては持続可能な社会の実現にも貢献していくとの考えの下、人権に関する課題対応に努めます。

### 2. ガバナンスについて

本方針の内容を適切に実施するため、適切な執行及び監督体制の整備に努めます。

### 3. 人権の運用プロセスへの組み入れについて

当社の ESG 運用で中核をなす ESG 評価は、受益者の中長期なリターン向上とリスク低減に繋がる投資先のサステナビリティ（中長期的な持続可能性）を把握するために行います。人権については、主に投資先が人権を尊重する責任を果たさないリスク等がある場合には、投資先の価値への影響がないかという視点で評価を行い、運用プロセスに組み入れます。

### 4. 投資先等との対話について

中長期的な投資先の価値保全の観点から、人権への対応やその情報開示に課題がある投資先との対話に努めます。その際、必要に応じて、他の機関投資家等との協働での対話や、当社と考え方を共有するイニシアチブ等との連携を通じて、より建設的な対話に努めます。

### 5. 議決権行使について

人権に関連する議案がある場合には、投資先企業における人権への対応や、その情報開示の内容を踏まえ、主に運用資産の中長期的な価値保全の観点から賛否の判断を行います。

## 6. エスカレーションについて

人権への対応やその情報開示に課題がある投資先については、課題解決に向けた対話を行います。投資先と当社の考え方に相違がある場合には、投資家としての意見を伝え、継続的に建設的な対話を行うことで、価値保全に努めます。また、この場合、選択肢として投資対象の売却判断を否定するものではありません。

## 7. 受益者や外部運用会社への理解促進について

当社の受益者や運用を委託する外部運用会社に対して、開示や対話等を通じて当対応方針の理解促進に努めます。

以 上